



# 日刊動労千葉

## 國鐵千葉動力車勞動組合

〒280 千葉市要町2番8号(動力車会館)  
電話 | (鉄電) 千葉 2935・2936番  
| (公) 千葉(22) 7207番

90.3.28 No. 3189

# スト戦術の拡大は全く正当だ 労働関係調整法 労調法上も100%適法

日航乗務員指名ストリート事件の判決では次のように  
に言いわたしている。

労働大臣等になした通知の内容が概括的で対策をたてるのに困難を來すので、それ故に直ちに労使相互間に予告義務を設けることは相当ではない」と  
「組合は法令又は労働協約に違反しない限度で争議行為の開始時点を定めることができるから、この開始時点で使用者にと

「つて都合悪く、代替者の手配に困難をきたす等の事情があるからといってたやすく右争議行為をもつて不当ないし争議権の濫用にあたると即断は出来ない」と明確にされている。

なお、違法とされた例は、団体交渉も行わず突然ストライキに突入してしまった場合、全く通知なしに突然職場放棄してしまった場合以外はないのである。

※日航乗務員スト事件  
とは、一九六四年一一月及び一二月に日航の乗務員が指名ストを行つたことに関し、会社側は「極端な無通告抜き打ちストライキで積極的な加害行為を敢えて強行した」として組合幹部を懲戒免職にし、裁判で争いわゆる組合側が勝利した事件である。

全力で結集しよう!  
今こそ全ての怒りを結合せよ。  
3月30日

JR本社前抗議行動 16時

清算事業團闘争勝利中央集会  
(日比谷)18時

4月8日  
緊急千葉支社抗議闘争  
(会員) 10時

**判例から見ても  
バスの正当性は明るい**

当局は、住田談話を発表「一八ストは、労働関係調整法（労調法）違反と決めつけ、不当処分策を強めているのである我々は、怒りをこめてはつきりと断言する。 動労千葉のスト戦術一スト時間の繰り上げは全く正当な争議行為であり、法

労働千葉は、何度も明  
らかにしている通り、す  
でに今回のスト突入につ  
いては一月五日付けでの  
スト予告を、翌六日に労  
働省に提出しているので  
ある。

動労千葉の繰り上げストライキにより、乗客の非難を浴びたJR当局は、卑劣にも自らの責任を逃れるために、混乱の責任を動労千葉に押し付けるという見苦しい悪アガキを行っている。当局は、住田談話を発

的（労調法）にも一〇〇%適法なストライキであり、「違法スト」として非難される余地は全くないことを明らかにしておく。

動労千葉はJR東日本  
千葉支社とは、労使対等  
の立場を踏みにじる労働  
協約案の強要を拒否し、

無協約状態がつづいてい  
る。従つて「ルール無視  
とか協約違反などの理由  
で責任を追及される理由

は全く存在しないし、本来ならスト予告の義務もないものである。

「抜き打ちストライキ」と非難される余地は全くない

違法・不法を  
つか重ねる当局